

口座開設アプリにより開設した普通預金口座に係る特約

盛岡信用金庫

第1条 特約の適用範囲等

1. この特約は「しんきん口座開設アプリ」（以下、「口座開設アプリ」といいます。）から開設した盛岡信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）の普通預金口座（以下、「本口座」といいます。）に適用される事項を定めるものです。
2. 本口座は、「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「I Cキャッシュカード特約」、「アプリからの口座開設に係る特約」（以下、「各種規定」といいます）によるほか、本特約により取扱います。
なお、各種規定とこの特約とで相違が生じる場合には、「アプリからの口座開設に係る特約」の次に本特約が優先して適用されるものとします。

第2条 口座開設

1. 本口座は、通帳を発行いたしません。
本口座の取引明細等は、もりしん個人インターネットバンキングを利用してお客さま自身で確認することができます。
2. 本口座は、総合口座として利用できません。また、無利息型やマル優利用による口座開設もできません。

第3条 普通預金の預入れ、払戻し等

1. お客さまは、当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機、現金自動支払機を含む。）により、現金の預入れ、払戻し等を行うことができます。
2. 本口座は、原則として当金庫本支店の窓口での預入れ、払戻しを行うことはできません。ただし、第5条の普通預金口座の解約時は除きます。

第4条 喪失の届出

お届け印、キャッシュカード等を紛失した場合は、直ちに当金庫へ連絡するとともに、当金庫所定の手続きを行うものとします。お届け印、キャッシュカード等の紛失を当金庫へ連絡する以前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第5条 解約

普通預金口座の解約は、当金庫本支店の窓口で受付けます。当金庫所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して、本口座のキャッシュカードとともに提出してください。

第6条 免責事項

次の事由により本口座のサービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

1. 当金庫所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取扱いを行ったにもかかわらず、暗証番号等に盗用または不正使用等があった場合

2. 災害・事変等当金庫の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合
3. 当金庫および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことによりお客さま情報が漏洩した場合
4. 申込書類等に使用された印影と届出の印章とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行ったにもかかわらず、それらの書類について偽造、変造、その他の事故等があった場合
5. お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合

第7条 取引種類・内容の変更

当金庫の都合により、本口座で取扱う取引の種類・内容等を変更することがあります。この場合は、当金庫ホームページにて告知するものとします。

第8条 特約の変更

当金庫は、本特約の内容をお客さまに事前に通知することなく任意に変更できるものとします。その場合、当金庫ホームページにて変更後の規定を告知するものとします。規定の変更日以降は変更後の内容に従い、取扱うものとします。

以上